

平成30年8月7日

各 位

一般社団法人 国立大学協会  
会 長 山 極 壽 一

平成31年度予算における国立大学関係予算の充実及び  
税制改正について(要望)  
——国立大学が我が国の発展に貢献し続けるために——

国立大学(大学共同利用機関を含む)は全国及び各地域の高度な教育研究の拠点として有為な人材と優れた研究成果を生み出し、学術研究を基盤とした我が国の発展にこれまで大きく貢献してきました。

そして、現在、少子高齢化、地域創生、グローバル化などの重要な社会的課題が山積する中で、国立大学は、各大学の強み・特色を一層活かして地域・国・世界に貢献するための様々な改革に懸命に取り組んでいますが、法人化以来の運営費交付金の削減により、人件費の削減、常勤教員数の削減を行わざるを得ず、それが教育研究基盤の弱体化をもたらす危機的な状況に直面しています。

一方、Society 5.0の実現に向けたイノベーション・エコシステムの創出のために国立大学が果たすべき役割への期待は急速に高まっており、6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」や「統合イノベーション戦略」などにおいては、いずれも国立大学のさらなる改革の必要性が記載され、特に経営力の強化、人材流動性の向上、若手教員等の活躍促進の重要性が強調されています。

こうした状況を踏まえ、国立大学は教育研究機能の一層の強化・活性化を図るとともに、それを支える経営力の強化や人事給与マネジメント改革に真摯に取り組み、各学長のリーダーシップにより「地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学!!」の実現に向けて全力を傾注する所存です。

国立大学が、以上の改革を着実に実現することができるようにするため、基盤的経費である運営費交付金の確実な措置及び安心・安全で国際的に魅力ある教育・研究環境の整備のための施設設備費補助金等の拡充を強く要望するものです。

なお、国立大学の運営費交付金制度については、本来、国立大学の持つ教育研究の特性に配慮し、6年間の中期目標期間において、各大学がそれぞれの経営戦略に基づき、

学長のリーダーシップのもと、中期的な見通しを持って自律的に教育研究や社会貢献活動を推進することができるよう創設されたものであり、中期目標期間においては「渡し切り」の運営費交付金を安定的に確保し、6年間の成果を厳格に評価した上で、それを次期の中期目標期間の運営費交付金に反映することが基本的な在り方であると考えています。短期的な評価による不安定な財源措置は、自律的・戦略的な経営や改革の推進を困難にするとともに、各種業務の計画変更が余儀なくされ、非効率を生ずることにもなります。したがって、運営費交付金については、予算額の確保とともに、中期目標期間における見通しを明確に持つことができる、長期的かつ安定的な制度の確立をぜひとも願うするものです。

他方、新たな社会的ニーズに応え、国立大学における教育研究をさらに多様化し発展させていくためには、運営費交付金のみに依存するのではなく、自ら外部資金、自己収入等の拡充や資産の効果的活用・運用により、財源の多様化を実現することが必要であると認識しています。近年の個人寄附に係る税額控除の導入や評価性資産の寄附に係る非課税要件の緩和、さらには資産運用に係る規制緩和は、国立大学のこうした努力を強く後押しするものであり、引き続き多様な財源確保のための各種の制度的・法的基盤を整備していただくよう願います。特に個人寄附については、平成28年度の税制改正を追い風にして大幅な増という実績を挙げることができましたが、さらなる拡大を図るために、税額控除の対象を修学支援のみではなく教育研究活動への支援全般に拡充していただきますよう要望いたします。また、その他教育研究活動の一層の推進に資する各種税制上の措置についても願うするものです。

最後に、平成30年6月の大阪府北部地震及び平成30年7月豪雨により、地域の多数の住民が被災されるとともに、国立大学の多くの施設・設備も甚大な被害を受けました。このことについても、ぜひ格別のご配慮を願います。

# 要望事項一覧

## I 基盤的経費の拡充

- 1 国立大学法人運営費交付金等の増額を行うこと . . . . . 1
- 2 国立大学施設整備費補助金及び施設設備管理維持費の確保・充実を行うこと . . . . . 2
- 3 国立大学附属病院に対する財政的支援の確保・充実を行うこと . . . . . 3
- 4 科学研究費助成事業（科研費）予算の拡充を行うこと . . . . . 4

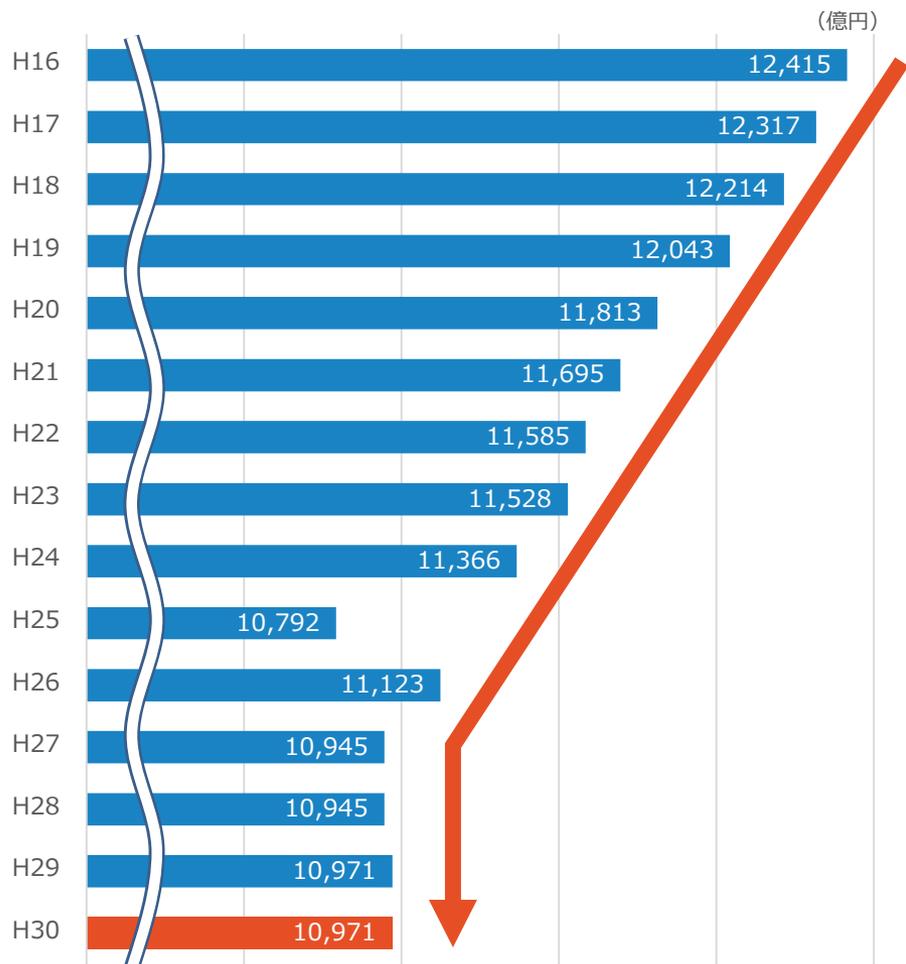
## II 重点課題への対応

- 1 重点政策に係る各種補助金の安定的措置を行うこと . . . . . 5
- 2 若手研究者の確保と育成のための支援（大学院を含む）を拡充すること . . . . . 6
- 3 地方創生の中核的機能を果たす大学への支援を拡充すること . . . . . 7
- 4 本格的産学連携によるオープンイノベーション促進への支援を拡充すること . . . . . 12
- 5 海外における留学生の呼び込みから日本での就職までの一貫した支援体制と拠点を整備すること . . . . . 14

## III 税制改正

- 1 個人寄附金に係る税額控除の対象を修学支援のみならず教育研究活動全般への支援に拡大すること . . . . . 15
- 2 その他の税制上の措置を延長・拡充すること . . . . . 16

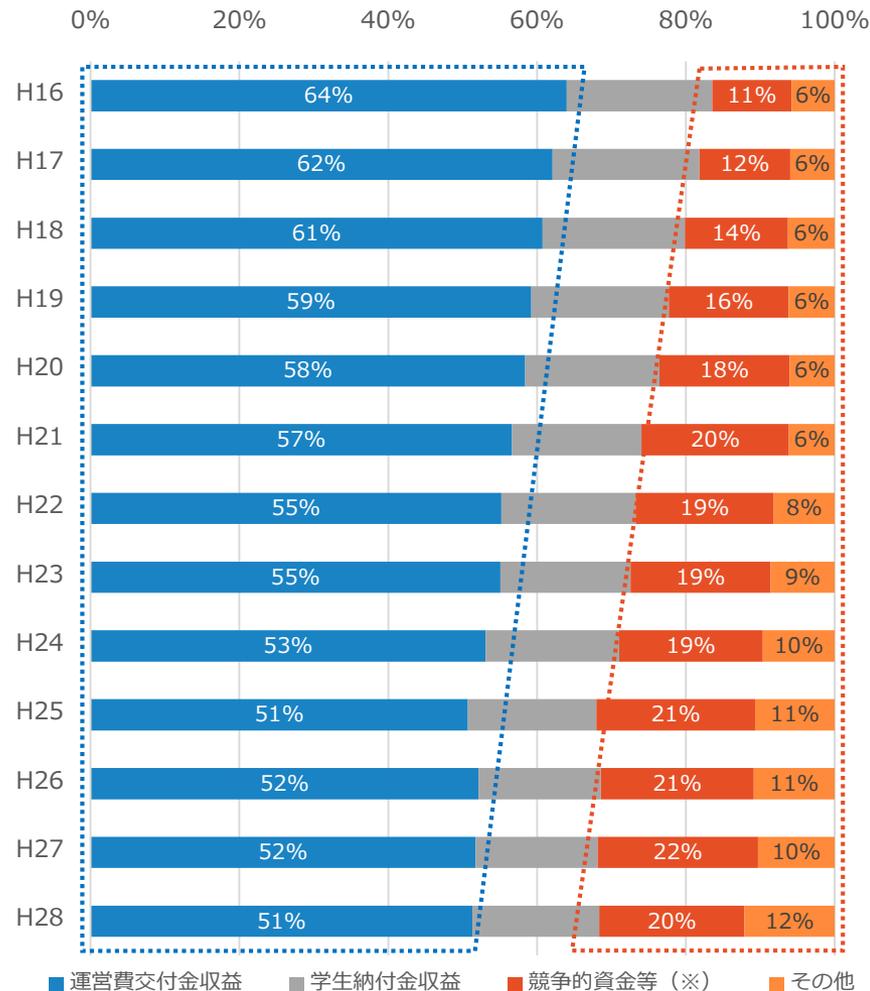
### ○ 国立大学法人運営費交付金等の推移



(注) 平成29年度予算額には、国立大学法人機能強化促進費 (45億円) を含む

(注) 平成30年度予算額には、国立大学法人機能強化促進費 (89億円) を含む

### ○ 予算配分バランスの変化 (経常収入の内訳)

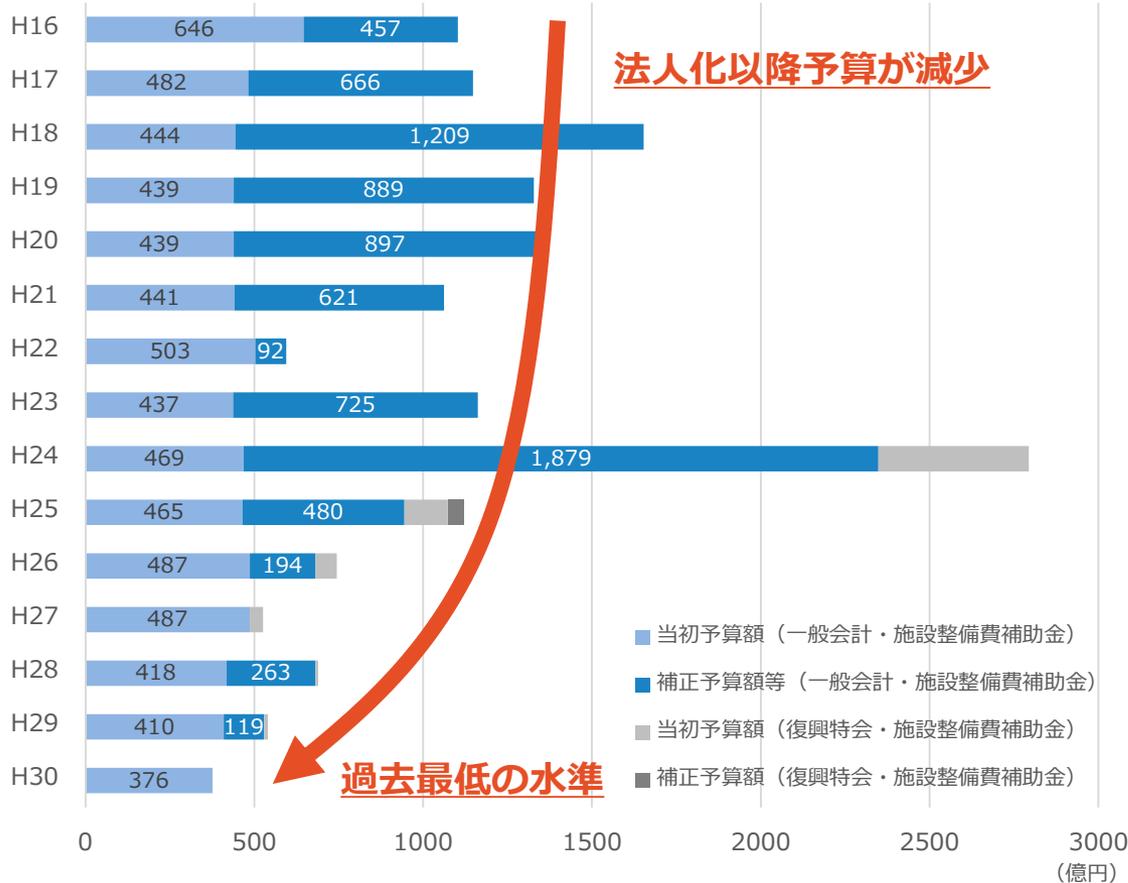


(注) 附属病院収益は除く

(注) 競争的資金等は、補助金等収益、受託研究等収益等、寄付金収益、研究関連収益及びその他の自己収入の合計額

▶ **基盤となる運営費交付金の拡充と適切な競争的資金のデュアルサポートが必要**

## ○国立大学法人等施設整備費予算額の推移 (国費相当分)



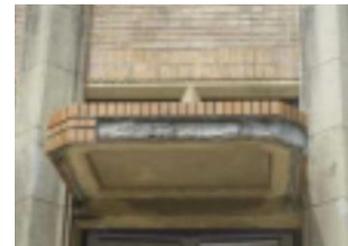
**施設整備費予算額の減少**により、  
施設の老朽化が進行し**安全面・機能面等に課題**

(出典) 文部科学省資料をもとに国大協事務局作成

## ○施設の老朽化



連絡通路の屋根崩落



外壁の落下



外壁・サッシの落下の危険



配管の腐食



配管の破損による水漏れ



電気ケーブルの劣化

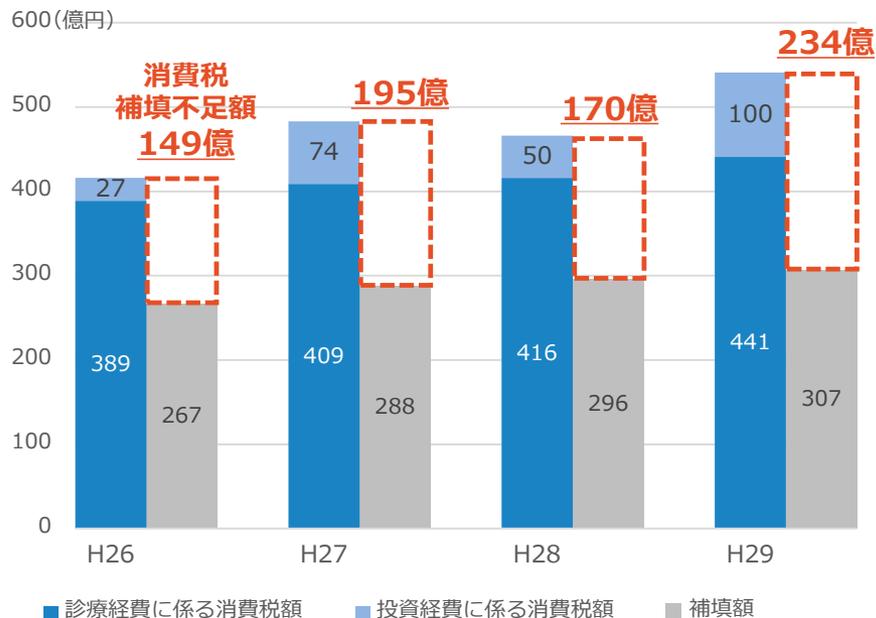
一步間違えれば  
**大惨事につながる**恐れがある！

**施設・設備の深刻な老朽化**により事故の発生率が増加し、教育研究の発展や変化への対応が困難

▶ **施設整備費及び施設設備管理維持費等を確保・充実し、教育研究力強化の環境を整備することが必要**



### ○消費税補填不足額試算（概要）



診療経費に係る消費税額：病院の業務のうち教育、研究、人件費等を除く診療業務に係る薬剤、材料、委託経費等の消費税額

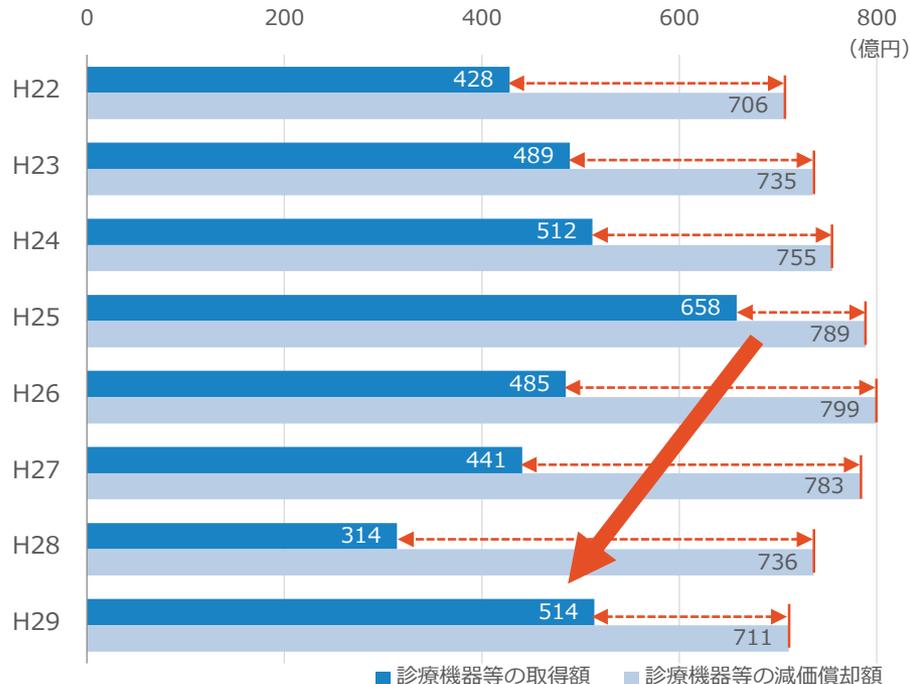
投資経費に係る消費税額：病院で取得した建物や機器のうち診療経費と同様に診療業務に使用する建物の全部又は一部、機器の消費税額

補填額：病院全体の附属病院収入の2.89%（日本医師会が行った「医業税制検討委員会答申（H28.3）」で仕入税額相当額として診療報酬に上乘せられている額の割合）相当額

○4年間で累積約748億円を負担しており、機器の更新が十分でないなど経営に多大な影響

○現状のまま10%へ増税されると、年間で更に100億円を超える負担増となる

### ○診療機器等取得額の推移



（注）診療機器等取得額は、各年度の支出額で、附属病院の活動に使用する50万円以上の診療機器や管理用機器などの総額を計上している

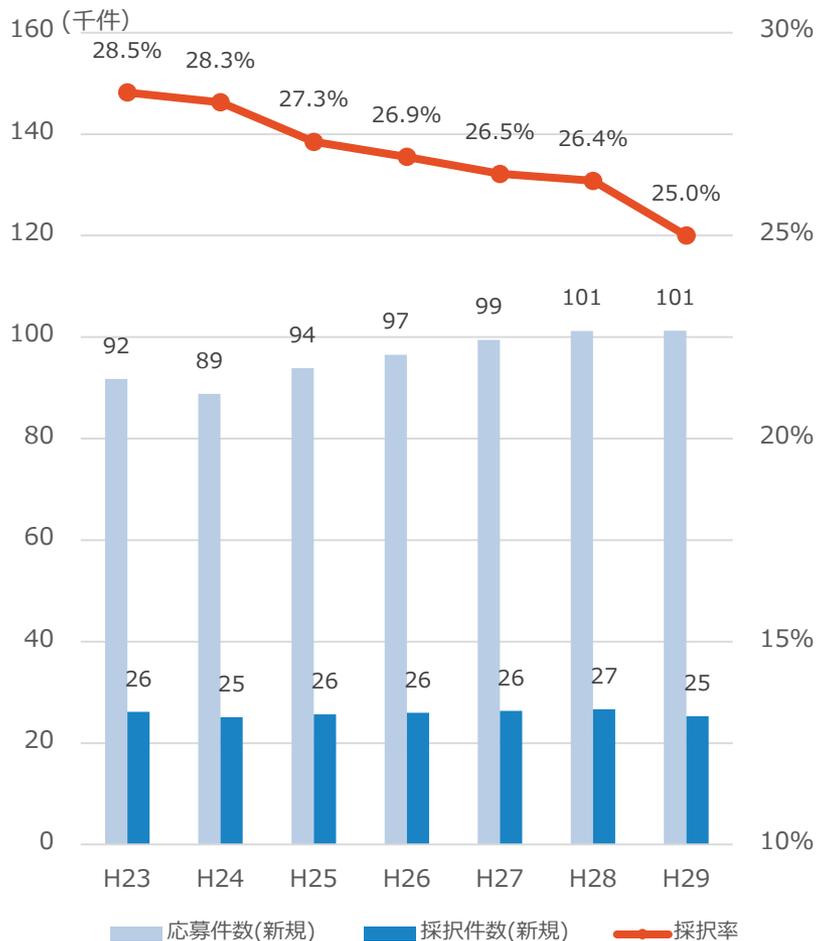
○減価償却額が診療機器等取得額を上回り、近年ではその差額が拡大し、設備投資が十分に進んでおらず、平成26年度からは消費税補填不足の影響などもあり、**特に必要な診療機器等の投資が厳しい状況**

○平成29年度は借入金を財源とした整備が行われており、**今後も借入金に依存する状況が続くと推測される**

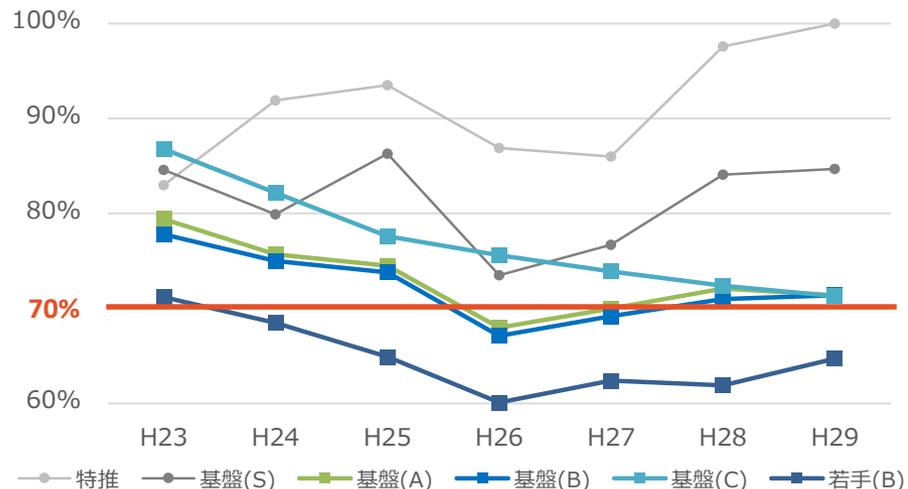
▶地域医療拠点体制の充実、医師等の教育研究基盤の充実、さらには大規模災害時に医療拠点として貢献する等のため、**消費税補填不足に対する抜本的な対応及び高度な医療を提供するための診療機器等の導入・更新を可能とする財政的支援の確保・充実が必要**



### ○ 科研費の応募・採択件数、採択率の推移



### ○ 科研費の充足率の推移



### ○ 科研費の1課題辺りの平均配分額(直接経費)の推移(新規+継続)



○ 科研費は、全ての学術研究分野を支える競争的な基礎的資金として定着し、新たな産業の創出や安全で豊かな国民生活に大きく貢献している

▶ これを推進するためには、**予算の拡充**を行うとともに、研究費の効果的・効率的な使用に資する**基金化の推進**が必要

## ○補助金額の推移

(億円)

事業	H28	H29	H30	H28からの推移
博士課程教育リーディングプログラム	170	150	71	△99
卓越大学院プログラム	–	–	56	56
地(知)の拠点大学による地方創生推進事業 (COC+)	40	36	21	△19
スーパーグローバル大学創生支援事業	70	63	40	△30
国立大学若手人材支援事業	36	32	0	△36

各種補助金については、当初予定されていた期間にも関わらず、安定的な措置がされず、**高い評価を受けても予算が減額**されるなど、**事業継続が困難**

(例) スーパーグローバル大学創生支援事業

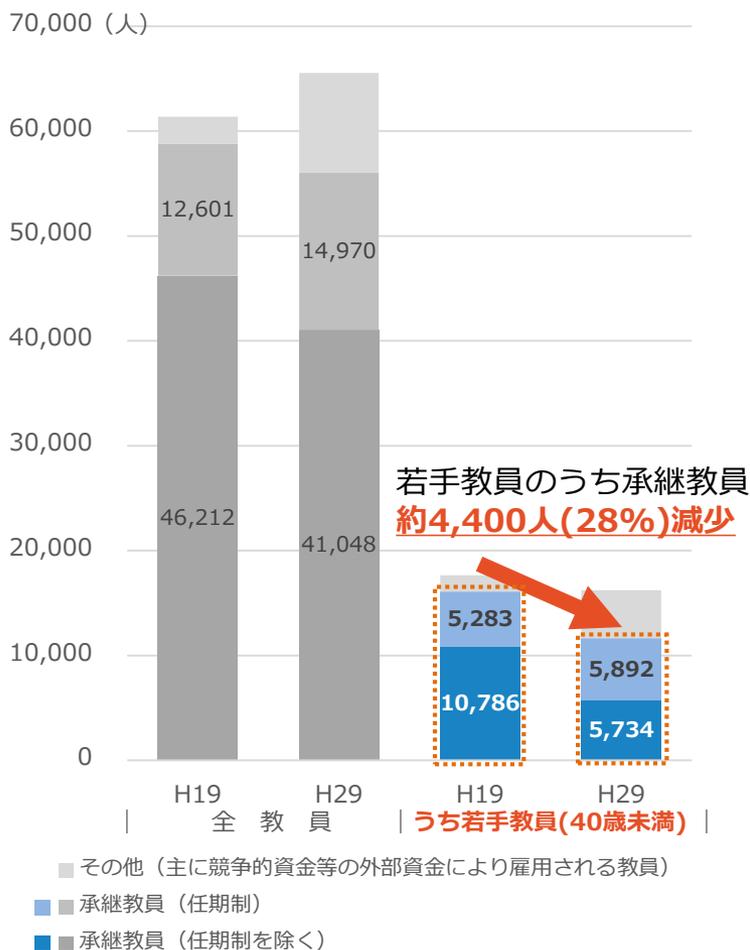
**S 評価**獲得国立大学 ⇒ 前年度から**約20%の減額**

**A 評価**獲得国立大学 ⇒ 前年度から**約40%の減額**

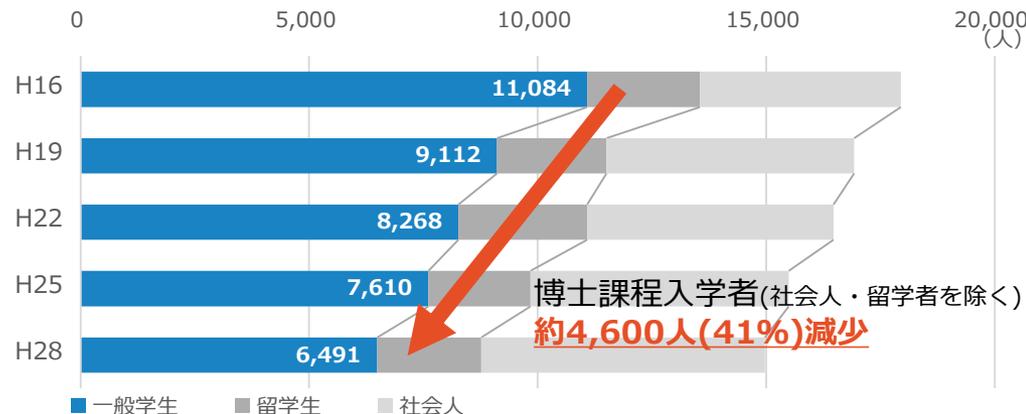


▶ **重点政策に係る各種補助金の安定的措置が必要**

### ○国立大学の教員数

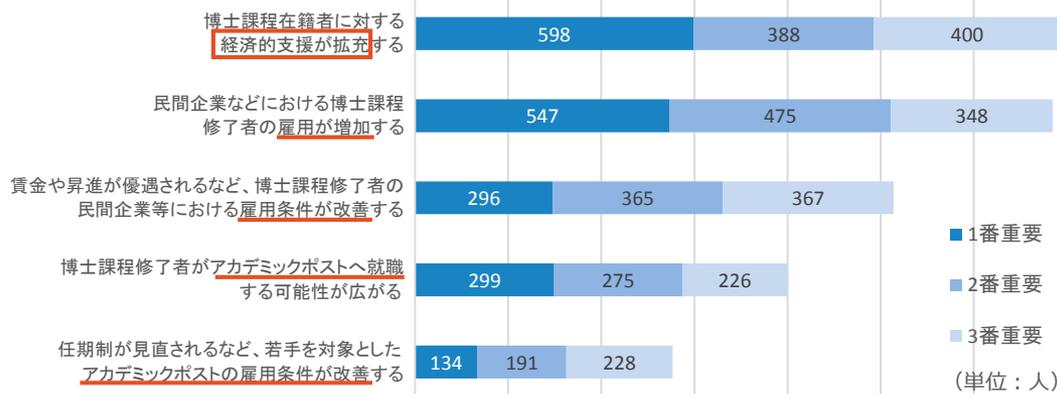


### ○博士課程入学者数の推移



### ○博士進学を検討する際に重要な条件

(調査回答者：2年生以上の修士学生2,531名、13項目中回答が多い順に5項目抜粋)



- ▶ 競争的資金により任期付で雇用されている研究者を、より安定的なポストで雇用することにより『長い年月 研究を続けていける』状況を作ることが必要
- ▶ 同時に、**大学院博士課程の学生等に対して、手厚い経済的支援の実施**やキャリアパスの提示を行うなど、**安心して勉学・研究に集中できる環境作り**が必要



## ○地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）

富山大学「富山全域の連携が生み出す地方創生 - 未来の地域リーダー育成 -」



## 地方大学・地域産業創生事業

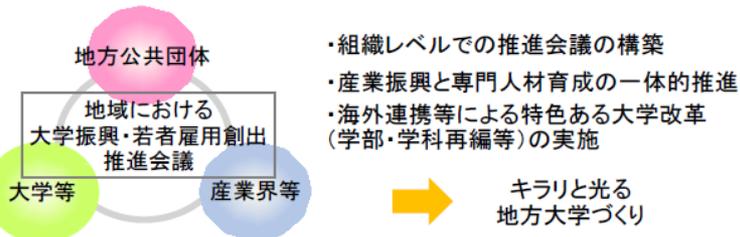
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局・地方創生推進室)

30年度予算額 内閣府及び文部科学省合計 100億円

〔内閣府計上分：75億円（地方大学・地域産業創生交付金20億円、地方創生推進交付金活用分50億円、関連事業5億円）  
文部科学省計上分：25億円〕

### 事業概要・目的

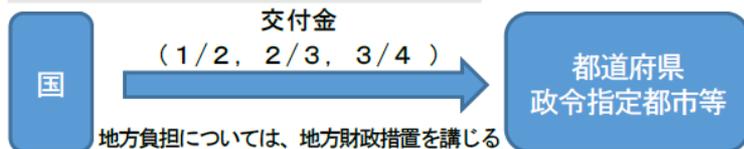
- 地方を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要です。
- このため、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を、新たな交付金により重点的に支援します。
- これにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めます。
- 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づき、地方大学の振興、東京の大学の定員抑制、若者の雇用創出の措置を講じ、地域における若者の修学・就業の促進を強力に進めます。



### 事業イメージ

- 【内閣府交付金分（70億円）及び文部科学省計上分】
- 国が策定する地域における大学振興・若者雇用創出に関する基本指針を踏まえ、首長主宰の推進会議（地方公共団体、大学、産業界等で構成）を組織し、地域の産業振興・専門人材育成等の計画を策定。
  - 地方公共団体が申請した同計画（概ね10年間）について、国の有識者委員会の評価を踏まえ、基本指針で定める基準（自立性、地域の優位性等）により優れたものを認定し、新たな交付金により支援（原則5年間）。
  - 地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会の評価を踏まえ毎年度検証し、PDCAサイクルを実践。
  - このほか、新たな交付金の対象となる大学においては、文部科学省計上分（国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総合支援事業のうちの25億円分）を内閣府交付金と連動して執行。
- 【関連事業分】
- 上記の関連として、以下の事業を計上。
    - ・地方と東京圏の大学生対流促進事業（3.3億円）
    - ・地方創生インターンシップ事業（0.6億円）
    - ・サテライトキャンパス調査事業（0.1億円） 等

### 資金の流れ（内閣府交付金分）



### 期待される効果

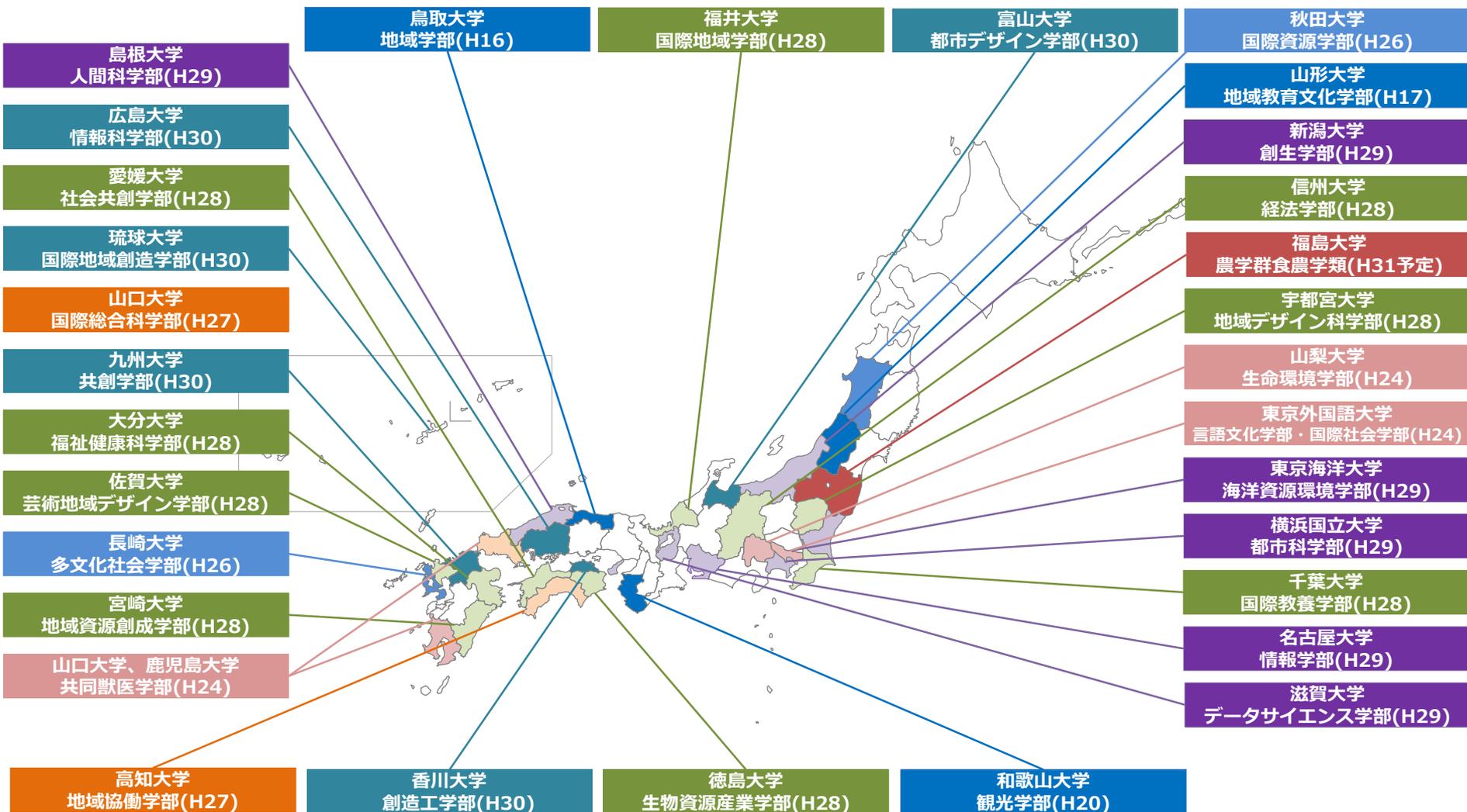
- 地域の産業振興、専門人材育成等の取組の推進により、地域の生産性の向上、若者の定着を促進します。
- 「キラリと光る地方大学づくり」により、学生の地方大学への進学が推進され、東京一極集中の是正に寄与します。

(出典) 内閣府地方創生推進事務局「平成30年度地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定申請等及び平成30年度地方大学・地域産業創生交付金に係る実施計画の提出等について（H30.6.1事務連絡）」添付資料より抜粋

▶ 地方創生の中核的機能を果たす大学に対して一層の支援を！



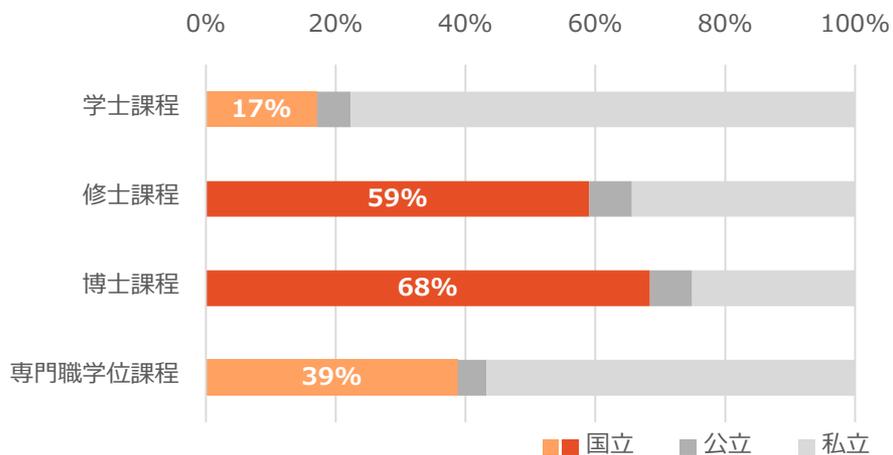
## ○ 国立大学における特色ある学部等設置の状況（主なもの）



地方創生に資する多様で特色ある学部等を創設している



### ○学生数 [H29]

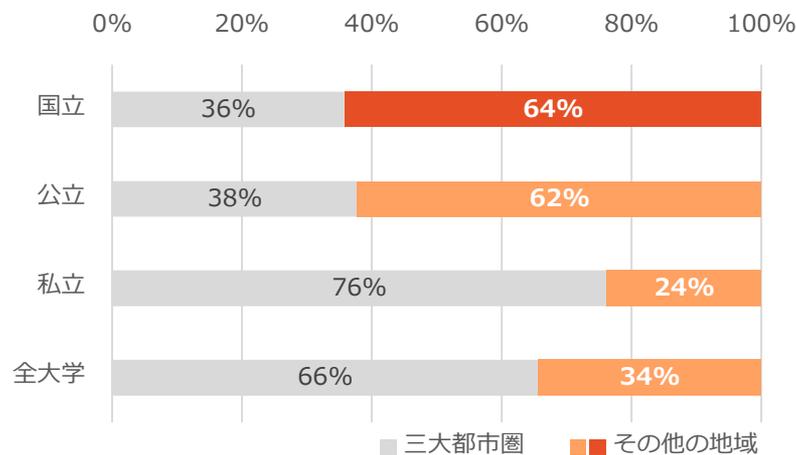


	学士課程	修士課程	博士課程	専門職学位課程
国立	441,921	94,725	50,548	6,438
公立	133,757	10,550	4,809	732
私立	2,006,992	55,112	18,552	9,425
全大学	2,582,670	160,387	73,909	16,595

国立大学の学生数は、大学院では  
**修士課程の約6割、博士課程の約7割**を占める

(注) 「修士課程」の学生数には、修士課程及び博士前期課程（医歯学、薬学（修業年限4年）、獣医学関係以外の一貫制課程の1・2年次の課程を含む）の学生数を含む

### ○地域別の学生比率 [H29]



	三大都市圏	その他の地域
国立	218,422	391,051
公立	57,821	95,110
私立	1,622,103	506,373
全大学	1,898,346	992,534

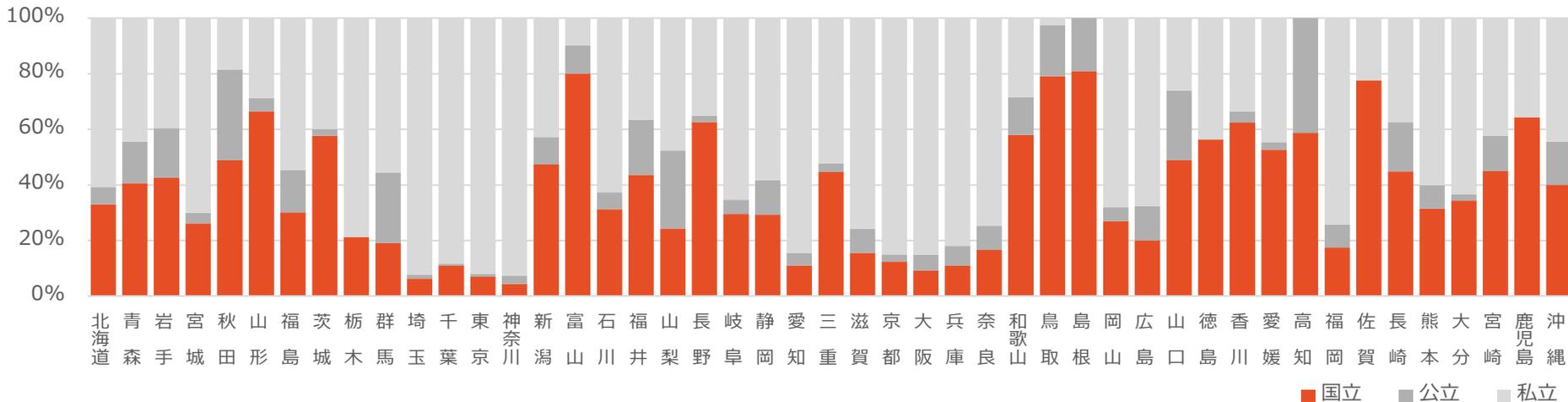
国立大学は都市圏とそれ以外を含め、  
**全国的に大学教育の機会を提供**している

(注) ここでは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県を「三大都市圏」とする。

(注) 「学生数」については、在籍する学部・研究科等の所在地による。学生数には学部学生のほか大学院、専攻科及び別科の学生並びに科目等履修生等を含む

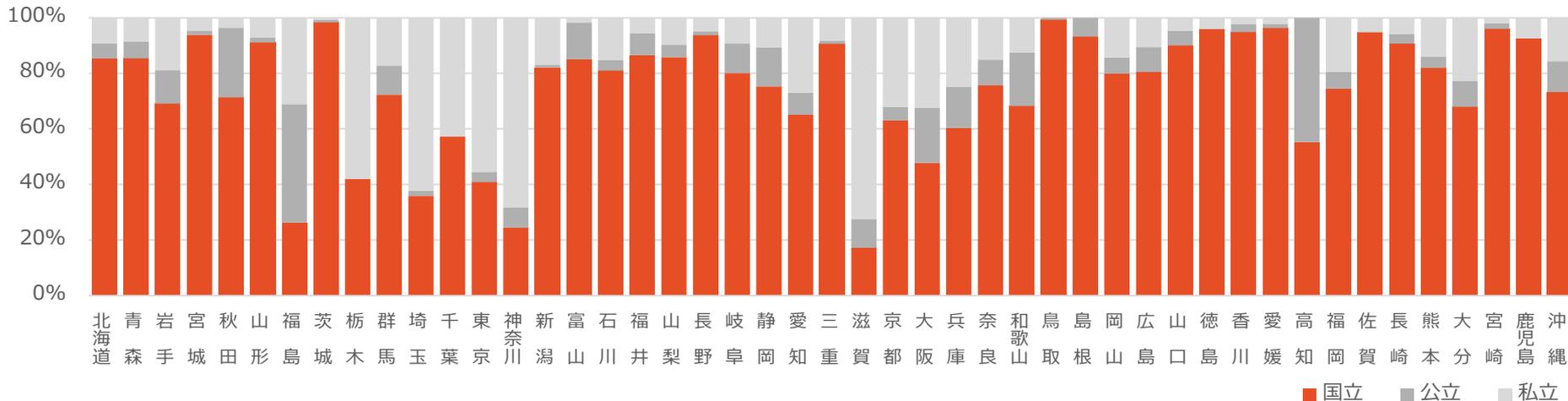


## ○ 国立・公立・私立別の学部学生数の比率（都道府県別） [H29]



国立大学は都市圏以外で多くの学部学生を受け入れている

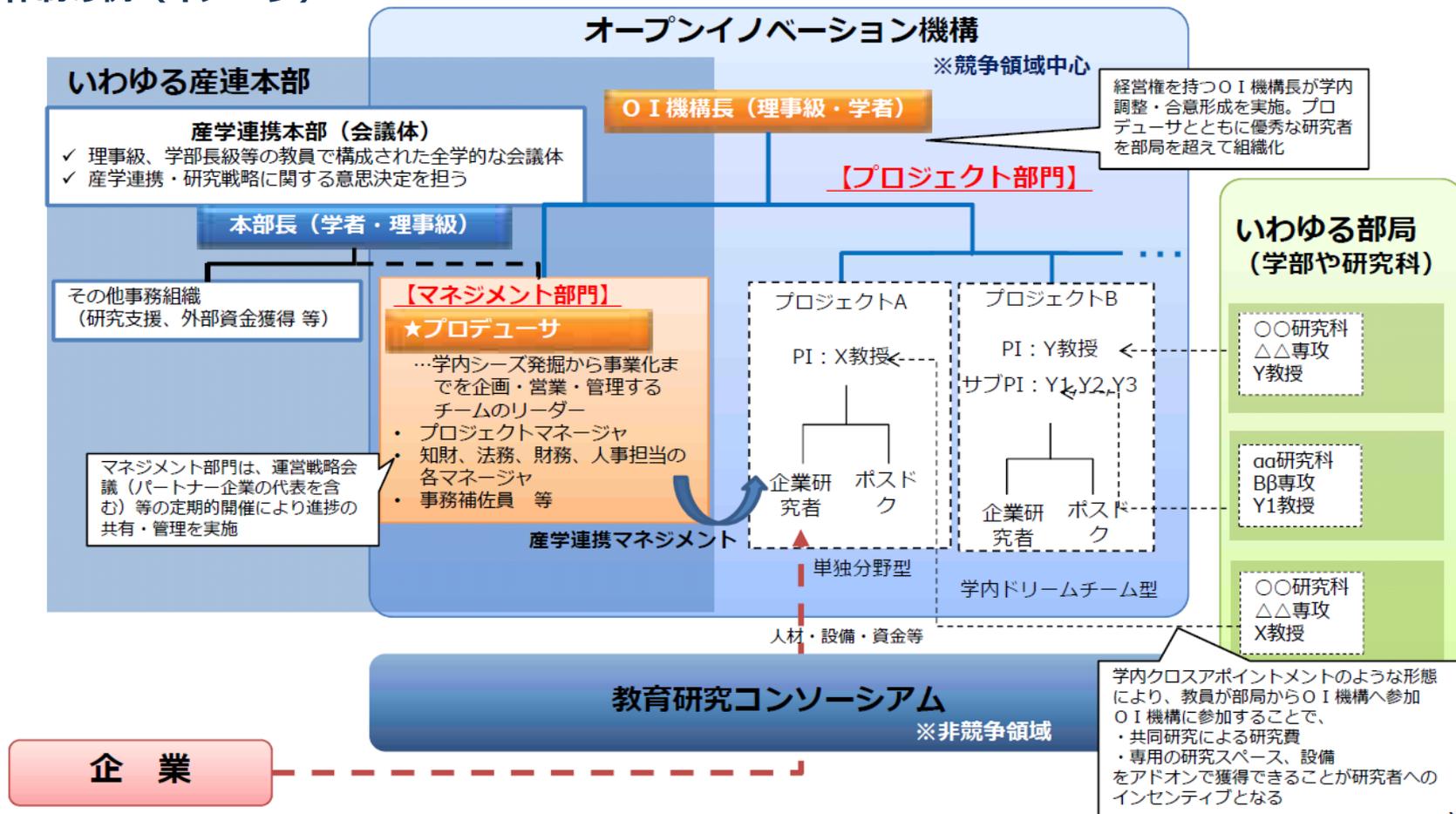
## ○ 国立・公立・私立別の大学院学生数の比率（都道府県別） [H29]



国立大学は多くの地域において大多数の大学院生を受け入れている

## ○オープンイノベーション機構の整備（平成30年度予算額：14億円）

### 体制の例（イメージ）

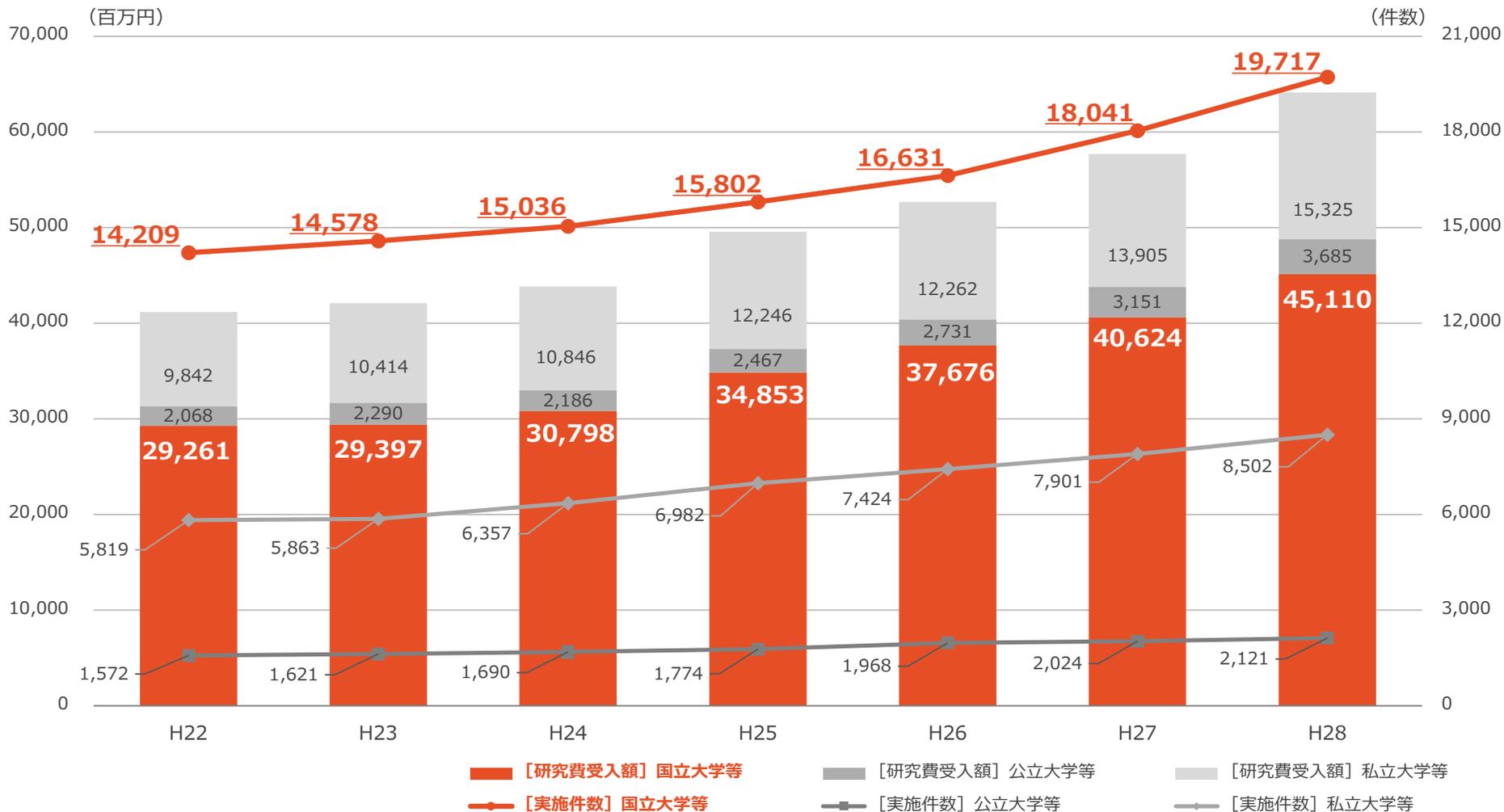


（出典）「科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会第9期地域科学技術イノベーション推進委員会（H30.4.20）」資料より抜粋

▶ オープンイノベーション等、本格的産学連携共同研究を促進する大学に対して一層の支援を！



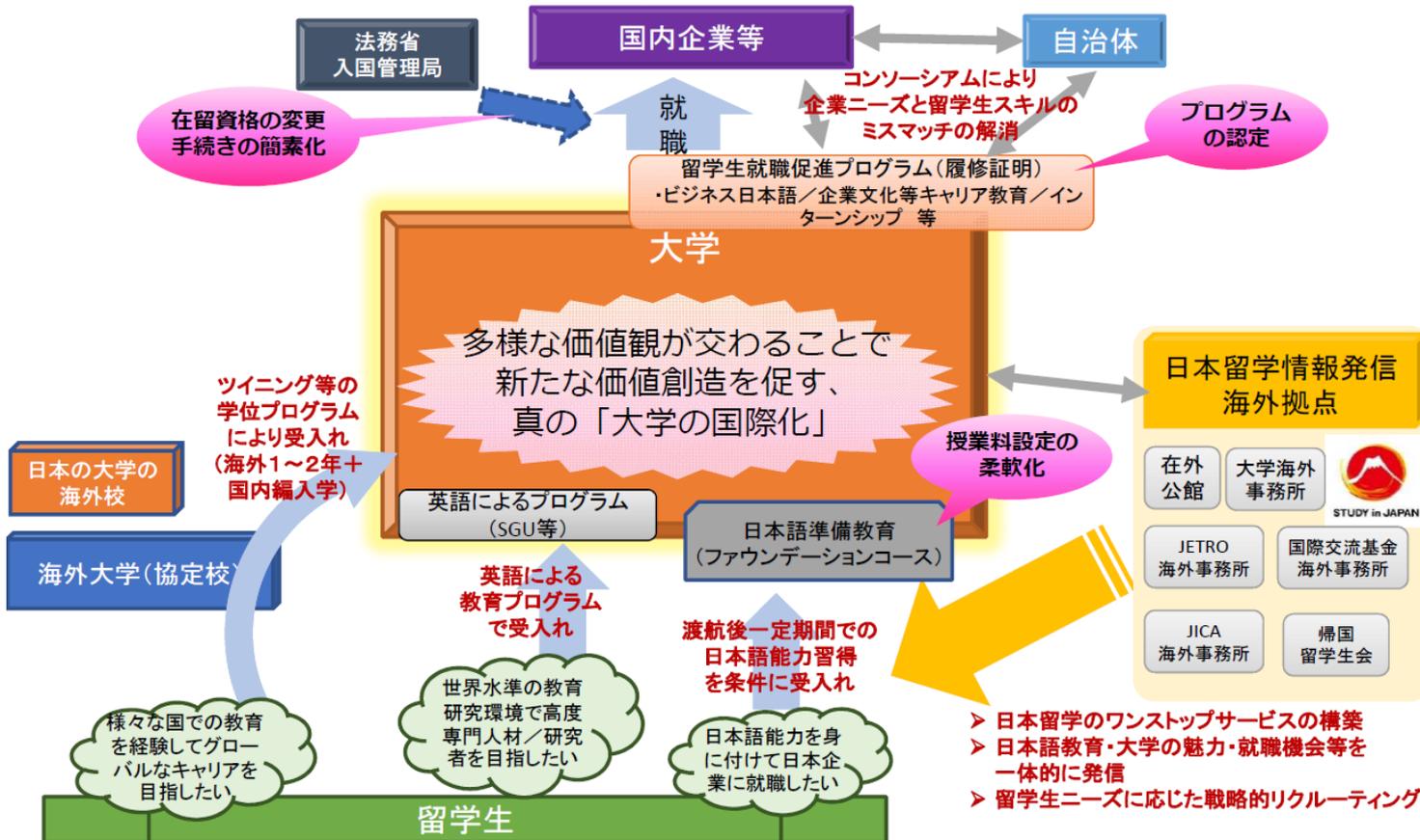
## ○民間企業との共同研究・受託研究実施件数及び研究費受入額の推移



**受入額の約70%、実施件数の約65%**が国立大学等によるもの(平成28年度)であり、産学連携強化による研究・開発の更なる発展を目指す

## ○ポスト留学生30万人計画を見据えた留学生政策

- 留学生のニーズや受入れ大学の強みに応じた多様な留学生の受入れを推進
- 日本語教育、大学教育、就職機会など、日本留学の入口から出口まで通じた魅力をワンストップで発信



(出典) 中央教育審議会 大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ (第13回) (H30.4.27開催) 資料より抜粋

- ▶ 留学生施策を推進するには、海外における留学生の呼び込みから日本での就職までの一貫した支援体制と拠点を整備することが極めて重要
- ▶ 国立大学においては、全大学が協働して、留学生のリクルート（海外拠点の共同設置等）、選抜（共通問題の開発等）、教育プログラムの提供（複数大学での学修等）などを推進することを検討

平成28年度の国立大学への寄附額は**1,313億円**であり**過去10年間で最高額!**

とりわけ**個人寄附**については、平成28年度から学生への修学支援に対する寄附について**所得税の軽減措置が拡充**されたことを追い風に、前年度比**約3倍の伸び**を見せている!

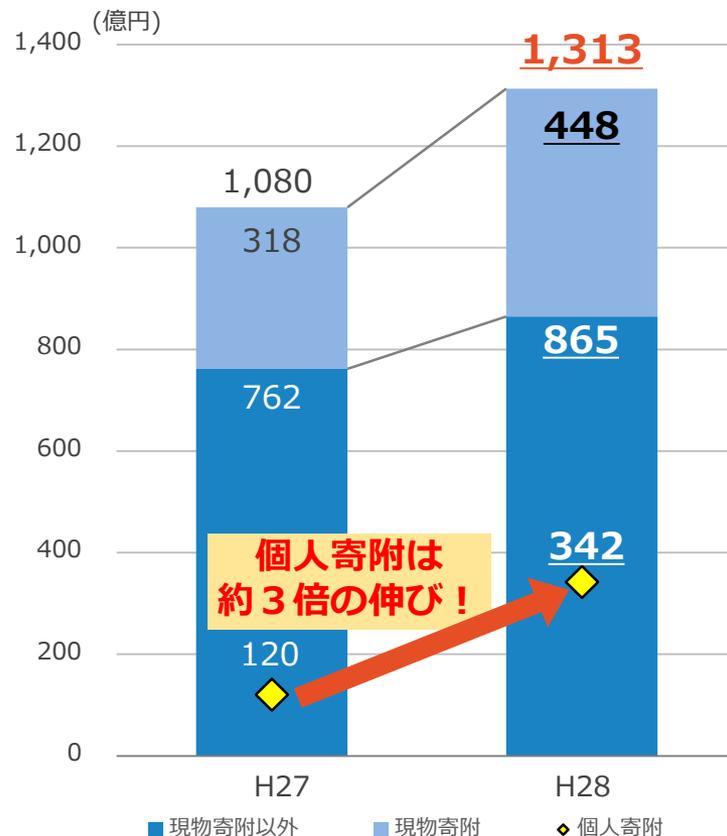
○平成30年度の税制改正により、  
評価性資産の寄附について非課税要件が緩和



これまでも、各国立大学では、クラウドファンディング等の新たな取り組みを積極的に行いながら寄附の獲得に努めてきたが、**本改正を受け、遺贈を含めた個人寄附のさらなる獲得に向けて、更にファンドレイジングに注力していく**



## ○国立大学の寄附金収入



(出典) 文部科学省提供資料 (国立大学の財務諸表等) より国大協事務局作成

▶ この流れを一層促進するためには、個人寄附金に係る**税額控除の対象を**修学支援のみならず**教育研究活動全般への支援に拡大**することが必要

## ○教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の恒久化・拡充

現  
行

- 平成30年度までの時限措置で、直系尊属である祖父母等からの場合に限り、教育資金として一括して贈与された際に1,500万円まで贈与税が非課税
- 30歳という年齢制限が博士課程学生等の実態にそぐわない
- 領収書等の提出・保管手続きが煩雑

要  
望  
内  
容

- ▶ 将来の教育資金の確保を図り、我が国の将来を担う人材育成を強化する観点から、
  - 本制度の恒久化
  - 受贈者に係る年齢制限の緩和
  - 利便性向上の観点から領収書の提出・保管手続きの簡素化

## ○学資の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税について非課税措置の延長

現  
行

- 平成30年度までの時限措置で、公益法人等が実施する、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対する無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業について、借用証書等に係る印紙税が非課税

要  
望  
内  
容

- ▶ 奨学金受給ニーズは依然として高いことを背景として、社会全体で意欲と能力のある学生を支援する体制の充実に資する観点から、平成31年度以降も本制度を延長

## ○国立大学附属幼稚園の無償化に伴う税制上の所要の措置

要  
望  
内  
容

- ▶ 幼稚園等の無償化に際しては、国立大学附属幼稚園についても公私立幼稚園と同等の措置（例）保護者に対する支援について非課税の適用とする など